

農地転用許可申請に必要な添付書類一覧表兼チェック表

【高根沢町】

譲渡人

譲受人

チェック欄に✓点(☑)を記入してください。不要な項目は斜線(☒)を記入してください。
この一覧表を申請書類の上に添付して提出してください。

No.	書類の種類	書類の内容	備考	チェック	
				申請者	農委
1	申請書		本人申請の場合、連絡先を明記のこと。		
2	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。			
3	相続関係系図		相続後未登記の場合		
4	戸籍謄本				
5	除籍謄本				
6	相続放棄申述受理謄本等				
7	住民票		住所変更後で未登記の場合		
8	戸籍謄本等		氏の変更後で未登記の場合		
9	位置図	縮尺1/25,000程度のもの(住宅地図等)	現地確認ができるもの		
10	周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面			
11	公図写し	申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示すること。なお、次例の証明がなされていること。 (証明例) この公図写しは宇都宮地方務局〇〇支局備付け公図(公図番号〇〇)を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所氏名(印)			
12	特定図	申請地の位置を朱線により特定した測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの。 (分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度)	申請に係る土地が一筆の一部である場合		
13	土地利用計画図	縮尺1/500~1/2,000程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面			
14	平面図	施設の平面図で縮尺1/200~1/300程度のもの			
15	取水、排水計画図	当該転用事業に関連する取水、排水の計画図(開発区域内の集水計画、排水放流先まで明示)			
16	水利権者等の同意書	排水の放流同意(第一次放流先)、土地改良区水路の目的外使用許可など			
17	所有者の同意書		所有権以外の権原に基づいて申請する場合		
18	耕作者の同意書(合意解約書)		申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合		
19	他法令の許認可書の写し又は許認可の手続き状況を証する書面		他法令の許認可を必要とする転用事業の場合、当該法令上の制限に抵触する場合は、許可の対象とならない。		
20	関係機関の議決等を証する書面	議事録等の写し等それを証する書面	町、農業協同組合等で転用事業にあたって議決等を要する場合		
21	土地改良区の意見書	意見を求めた日から30日を経過しても、その意見を得られない場合は、その事由書	申請地が土地改良区域内にある場合		
22	事業計画書	事業目的、転用の必要性、転用面積の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、資金計画、周辺農地等への被害防除対策、他法令等の手続き金融機関などの発行する預貯金残高証明書、融資証明書	資材等置場用は記載項目が異なります。		
23	資金証明		3ヶ月以内発行のもの		
24	所有権移転請求権保全の仮登記、及び地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の登記の抹消同意	原則、申請前に権利を抹消することが必要であるが、転用目的の実現の確実性が担保されれば、抹消同意又は転用に供することについての同意をもって、これに代えることができる。	(添付不要) ・抵当権等の担保物件の場合 ・行政機関等による差押等で相互の同意が確認できる場合 ・一時転用の場合		
25	委任状・確認書		代理人申請の場合		
26	法人の登記事項証明書		申請人が法人の場合		
27	法人の定款、寄付行為又は規約の写し				
28	決算書等		転用目的が資材置場等の場合		
29	事業経歴書				
30	位置関係図	事業所・既存の資材置場等・申請地との位置関係がわかる地図			

- ※1 申請受付の締切は毎月10日です。(閉庁日の場合はその前日)
 2 添付書類の提出部数は2部です。証明や押印のあるものは、原本と写しを提出してください。原本還付を請求する場合は原本を確認のうえ還付しますので、写しを2部提出のうえ番号を○で囲んでください。
 3 書類不備等の場合は、翌月以降に先送りになることがあります。
 4 必要に応じ、上記以外の書類を求める場合があります。
 5 農振農用地区域内にある農地は、農振除外後でなければ農地転用許可申請を受け付けることができません。
 6 申請地が一筆の一部で、所有権移転を伴う場合は分筆後に申請してください。
 7 転用目的が砂利採取、建売住宅及び宅地分譲等の場合は、事前に相談してください。
 8 経営移譲対象農地の場合、移譲年金が停止となる場合があります。また、贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予対象農地の場合、猶予措置が解除となる場合があります。
 9 追って、現地調査の日程をお知らせします。現地には申請地の範囲が特定できるよう、境界杭等を打設しておいてください。